

砂 川 市 訓 令 第 2 9 号

令和 5年 6月 26日

砂川市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市介護保険料減免取扱要綱の一部を改正する訓令

砂川市介護保険料減免取扱要綱（平成 16 年訓令第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項第 2 号中「次のア及びイのとおり」を「令和 4 年度相当分の保険料であって、令和 4 年度末に資格を取得したことにより、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの間に普通徴収の納期限が到来するもの」に改め、同号ア及びイを削り、同項第 3 号中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 9 月 30 日」に改める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 6 月 26 日から施行する。